

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金等返還債務免除条例	公 布 日	昭和53年3月27日
条 例 番 号	昭和53年三重県条例第2号	直 近 改 正 日	昭和56年9月25日
所管部局課	教育委員会事務局高校教育課	電 話 番 号	059-224-3002
条例の概要	果が貸与した修学奨励金及び奨学金に係る返還債務の免除について、地方自治法第96条第1項第10号の「条例による特別な定め」として、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	いいえ	修学奨励金については、現在貸与中の者及び返還中の者があり、経済的な困窮者であって定時制課程又は通信制課程に進学した者に対する返還債務免除の規定は現在でも妥当性がある。ただし、奨学金については平成15年度に事業が終了しており、今後も含めて該当者がいないため、見直す余地がある。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	修学奨励金については、現在貸与中及び返還中の者が今後返還債務免除に該当する可能性があるため必要である。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	三重県奨学金は平成15年度に債権が消滅しており、今後も含めて該当者がいない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第96条第1項第10号
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	三重県奨学金については該当者がいないため、一部の規定は廃止しても支障はない。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	いいえ	三重県奨学金については該当者がいないため、一部の規定は廃止する必要がある。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	修学奨励金の貸与者という特定の者のために行う事務であり限定的なものである。しかし、本条例により、定時制通信制高等学校への修学支援が図られ、本県の教育振興に効果をあげている。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	修学奨励金の貸与者という特定の者のために行う事務であり限定的なものである。しかし、本条例により、定時制通信制高等学校への修学支援が図られ、本県の教育振興に効果をあげている。

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正を検討する	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無
		<p>必要性において記載したとおり、三重県奨学金は既に該当者(貸与中及び返還中の者)がいないため、一部の条文を改正する必要がある。</p>		<p>三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金は平成23年度末をもって貸与をうち切ったため、今後、該当者(貸与中及び返還中の者)がいなくなった時点で条例を廃止する必要がある。</p>	無
					有効期限に関する規定の有無
					無